



正書法改革の施行における諸問題：
シュレスヴィヒ=ホルシュタイン州の場合

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 直子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00009981

正書法改革の施行における諸問題

—シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州の場合—

中 村 直 子

1. はじめに

1998年8月1日に新正書法規則は効力を持った。そして、IDS、Institut für Deutsche Sprache, Mannheimによると、ドイツ、オーストリア、スイス、リヒテンシュタインのすべての学校においては、この日から新規則に従って授業され始めたということである。また、スイス、オーストリア、それからドイツの以下の10州(ブランデンブルク、ハンブルク、ヘッセン、ニーダーザクセン、ノルトライン＝ヴェストファーレン、ラインラント＝プファルツ、ザールラント、ザクセン、ザクセン＝アンハルト、テューリンゲン)では、官庁文書にも新規則が導入された。¹⁾

このように、州によって足並みがそろわないなりに、新正書法規則は導入されてきているが、必ずしもその施行までの道筋は平坦とは言えないようである。しかしながら、1998年8月1日までドイツ語圏の国々が手をこまねいていたわけではない。1996年7月1日にWienでドイツ語圏の国々の政治的代表者達が、ドイツ語の正書法の新規則に関する共同声明に署名した後の、1996/1997年度学期から、ドイツ、スイス、オーストリアの多数の学校では新規則を導入しているのである。

新正書法が導入されると決まって以来、正書法改革に反対する住民運動団体“WIR gegen die Rechtschreibreform”は、州ごとに署名運動を展開し、改革を推進しようとしている政府側に対する改革反対のアピールをしている。そのなかでも、特に興味深い例は、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州の例である。なぜなら、この州においては、政府側と住民運動側がいわば、がっぷり四つにくんで、正書法改革を導入するか否かの住民投票をするという結果

を導いたからである。改革を推進する政府側の主張と、改革に反対する住民運動の側の主張とが、有権者達によって選ばれ、有権者の意志が、この改革の行き先を決定することとなったのである。本稿では、この州の新正書法導入への道筋をたどってみるつもりである。

2. それぞれの立場

そもそも、住民運動側と政府側は、どうしてこのように互いに折り合えない関係となるのだろうか。これには、この正書法改革が、上からの改革であるということが挙げられるだろう。この新正書法の規則は、突然わいて出てきたのではなく、長い時間をかけ、多くの識者からなる専門の委員会でもって、練り上げられてきたものであるのは確かである。これをドイツ語圏の国々全体に浸透させるためには、もっとも大きな影響を受けるのが教育の現場であることから、教育を担当する省、つまりは行政の側が施行することとなるのはやむを得ないことであろう。

2.1. “WIR gegen die Rechtschreibreform”の主張

一方、改革が目の前に突きつけられて驚くのは、一般の人々である。彼らには、正書法を改革するという動機がなんらない上に、正書法改革についての専門的委員会の、ことごとに公表される経過発表に通じているわけではないのだから、驚くのはもっともだろう。今のままで、なんの不都合もなく、現状になんの問題点も感じていないところに、降ってわいたように正書法改革がやってくる。となると、改革のメリットよりはデメリットの方に注目するのは当然である。ドイツで全国的に運動を展開している住民運動団体“WIR gegen die Rechtschreibreform”は、「正書法改革に反対する8つの根拠」と題して、次のような文書をインターネット上で公開している。

1. いわゆる正書法改革は、まったく非民主的に決められた。

(…)改革は、大多数の公然とした意志に反して押し通されようとしてい

る。言葉は、あらゆる個人の財産である。しかし、改革を望むかどうかと尋ねてもらえた者はいなかった。何が重要か分かっている者の反対の声は聞き流されたのだ。

2. 改革は、できもののよう、全く余計なものである。(連邦大統領 Roman Herzog)

というのも、我々には、正書法改革は必要ないからである。我々はみな、多かれ少なかれ正書法に熟達している。なぜ、今、学び直さなければならぬのだろうか？「改革された」正書法は、誰に対しても、書くことをたやすいものにはしてくれない。逆にただ混乱させるだけである。すでに何年も慣習通りの書き方を詰め込み勉強した子供たちには、学び直すことで、余分な負担をかけることになる。

3. 改革は、莫大に費用がかかる。

(…)すべての教科書、児童書、そして次々とあらゆる本が新しく印刷されねばならない。というのも、ある書き方が、突然間違いになるからである。コンピュータは切り替えなければならぬし、従業員も教育されねばならない。書類、葉書、道路標識(などリストはいくらでも長くなるが)は新しくされねばならない。Watrin博士の推計によると、あわせて125億マルクがドイツ語圏の住民にのしかかってくるだろうとのことである。

4. 改革は、全く非教育的だ。

というのも、子供たちは、重要な作家、ゲルマニスト、そしてたいいていの人々が十分な理由を持って拒否するもの、そして、子供たちが学校以外の日常的な環境の中ではお目にかからないようなものについて学ばなければならないからだ。

5. 改革は内容的に失敗している。

現在発行されている10以上の辞書では、1,000以上の互いに矛盾する書き方が載っており、約7,000の異なった分綴が載っている。生徒や教師や出版社やすべてのものを書く者は、なにを頼りにしたらよいのか？

6. 改革は、統一した正書法を崩壊させるものである。

生徒や役所の職員は、たいていの市民が従わないつもりでいる正書法という独自の路線をとらされる。つまり、社会における亀裂は、家庭までへと広がり、そのまま是認され、目をつぶられているのだ。

7. 改革は、弱者を損な目に遭わせる。

新規則はナンセンスなものを多く認めているので、Tee-nagerと綴り、Ketschup(正:Ketchup)と綴り、また重要なコンマを落とす者は、恥をかくことになる。今まではっきりとした知識を持たなかった者は、何が変更されたのか正確に知らないために、将来も、もっとさらに理解できないだろう。

8. 改革は、外国でのドイツ語の信望を損なう。

いったいなぜ、ドイツ語を学ぼうとする若い外国人たちが、新しい教科書や事典を買う必要があるのか？ またある者は、「誤り」を犯すことをおそれて、むしろ英語風を書くだろう。²⁾

正書法改革が、彼らのいうとおりの意味で非教育的かどうか、また、誤りを恐れるものが本当に英語風を書くようになるのかどうかなど、これらの議論には納得できないところもある。しかし、これらの論議はある程度、正書法改革というものを日常的に考えたことがない人々の声を代弁していると言えるだろう。今まで通りで何の問題もなかったところにやってきた改革は、安定している日常をかき乱すものとしてしか、認識されないのである。少なくとも、“WIR gegen die Rechtschreibreform”が主張する、一般的な人々の意見の集約はこのようなものになると言えるだろう。

2.2. 政府側の態度

これに対して、改革を導入する側である州政府の方は、改革を正当化するのに努力している。先にも述べたように、1996年7月1日に、ドイツ語圏の国々の政治的代表者が正書法の新規則に関する共同声明に署名して以来、政府側は、なんとしても正書法改革を導入しなければならなくなったのである。前述したように、早くも1996年の秋学期から新正書法を学校で教え始めることも、

珍しくはない現象であった。今回取り上げる、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州でも、すでに1996年11月から新正書法が学校に導入されている。ちなみに、これに対する反応として、翌月12月から、“WIR gegen die Rechtschreibreform”は、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州での活動を始めている。

2.3. 当時の文化相Gisela Böhrkの主張

シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州の当時の文化相Gisela Böhrkの正書法改革に対するスタンスは、はっきりしている。すなわち、積極的に改革を推進する立場を取っているのである。彼女は、折に触れ、新正書法を導入する意義、また、導入しないことがどのような結果を招くかをアピールするのに労をいとわない。特に強調されるのは次の2点である。1点目は、生徒達が、すでに学んでいる新正書法から、またもや旧正書法を学び直す羽目になり、生徒達にとっての不利益になるということである。そして、2点目はシュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州だけが旧正書法で教えるということで、全ドイツ語圏の中で孤立するのを防ぎ、ドイツ語圏における統一した正書法を実現するということである。

1点目の、生徒達に不利益を生じさせないでおこうということは、折に触れBöhrkが口にする「子供たちのために」という言葉によく表れているだろう。例えば、1997年8月13日、行政高等裁判所が、新正書法導入反対の両親の訴えを退けたときのコメントにも表れている。「それ(この判決)でもって、子供たちをちょうど良い時期に新しい書き方になじませるという文化省の決定が保証された。(…)この判決に従って、新しい正書法が世間に受け入れられていくのを希望している。それも特に、子供たちのために。」³⁾ また、1998年5月12日、連邦憲法裁判所の公聴会の折りにも、裁判官が判決の際に、子供たちとドイツ語を習得しようとする人々に有利になるように考慮してくれるようにという希望を述べている。また、「言葉は、書き方が変わったことで失われはしない。語彙が奪われたり、内容が変わったりすることはない。大人が手紙を

書くときに、正書法改革に与する必要はない。重要なのは、子供たちの利益である。」⁴⁾という発言も、子供たちの利益を主張したものとなっている。さらに文化行政長官のDieter Swatekも、1998年7月14日、連邦憲法裁判所が、正書法改革が、両親や生徒の基本権を侵害するかということに関わる判決を下した際に、こうコメントしている。「私は、連邦憲法裁判所が、子供たちの利益を考えて判決を下したことと、子供たちが新たに教え直すことから免れられることがうれしい。」⁵⁾ ちなみに、この日、連邦憲法裁判所は、学校の授業での正書法の規則化は州の管轄であるということと、正書法改革は、両親や生徒の基本権を侵害しないということを判決したのだった。

2点目の、旧正書法を教えることによる正書法上の孤立化に関する警告は、“WIR gegen die Rechtschreibreform”による住民運動が高まり、住民投票が実現する運びになろうとする時期に、よく見られる。例えば、「どんな出版社が、わざわざシュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州の教科書を作ってくれるだろうか？」⁶⁾というのは、独自の正書法規則に、どれほどの出資をしてもらえようかという問題についてのコメントである。1998年6月11日、正書法改革についての住民誓願の公表に際しても、文化相は孤立化に関する注意を促している。「住民投票が、改革反対者の有利になるような結果になれば、独自の教科書、独自の辞書、独自の教授要項を持つ正書法すなわち、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州としての独自の路線を行かなければならなくなるのである。」⁷⁾ 1998年8月19日にも、文化相はこう述べている。「住民運動の結果は、旧規則への回帰であり、生徒達は言語的に島流しにあうのである。彼らは、ドイツ語圏で孤立することになるだろう。なぜなら、他の州の文化相は、住民運動が目的を達しても、改革をやめないだろうからである。」⁸⁾ また、住民投票の2日前、1998年9月25日には、このようにアピールしている。「シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州の住民は、ただ州のためだけに投票するのである。住民が、ドイツを代表して正書法改革に投票すると主張するのは間違いである。他の15州の文化相は改革を手放さないだろう。」⁹⁾ また、「新しい規則を学びたくないという大人達に対する理解を私は持っている。しかし、そのこと

で子供達を苦しめ、孤立させることにさせてはならない。」¹⁰⁾と文化相は述べている。

さらに、新正書法を導入するメリットについても、文化相は語っている。1997年4月24日の州議会では、シュレスヴィヒ=ホルシュタイン州での正書法改革の停止を求めた住民運動の法案に反対して、こう述べている。「ドイツ語の正書法の統一性は保持されねばならない。(…)節度を持って適応することが重要である。新規則は正書法を修得するのをたやすくする。」¹¹⁾ また、例えば次のように、新正書法には、ドイツ語を学びやすくするという利点があると主張している。

そもそもこの改革は、基本規則を強化し、誤った書き方をさせるような例外を減らすものである。正書法規則は、212から112に減らされ、52のコンマの規則は9に減らされる。学校での経験は、新正書法は読み書きを学ぶものにとって、つまり子供たちにとって、根本的にたやすくなるものであるということを示している。調査すれば、誤りが50%以下になるという結果がでるだろう。¹²⁾

それに加えて、今現在、学校では新正書法で教えられているが、それについても何か問題となっていることはないということも主張されている。

シュレスヴィヒ=ホルシュタイン州の242校の学校での抜き取り式のアンケートでは、3,116クラス中2,914クラス、つまり93.5%のクラスが新規則によって教えられているということである。教育行政機関による学校監督の認識と大学からの回答によると、学校では、新しい書記法でたいていの場合なんの問題もないとのことである。¹³⁾

またBöhrkは、正書法改革の目的も、「ドイツ語圏の書き言葉の統一」であるとはっきりさせている。「ヨーロッパの一体化を目前にして、(シュレスヴィ

ヒ＝ホルシュタイン州の孤島化は)、ドイツ語を学ぶ子供たちや青少年に対して無責任である。』¹⁴⁾とも述べている。

3. シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州における住民投票

このように、見解は平行線をたどるまま、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州では、“WIR gegen die Rechtschreibreform”の活動が進められた。1997年6月には、“WIR gegen die Rechtschreibreform”は、住民誓願¹⁵⁾の申請をする。1997年8月27日には、州議会が住民誓願を承認する。住民誓願に賛成し、住民投票を求める住民運動側の署名集めが始まるのは、1997年11月であり、これは、1998年4月まで続いた。1998年6月3日の州選挙管理委員長Dietmar Lutzの発表によると、都市、市町村、役所の広報機関が数えたところでは、6月2日までに、“WIR gegen die Rechtschreibreform”の住民誓願に賛成する有効な署名は約160,000になったとのことである。これでもって、住民投票のための定足数である、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州の有権者の5%を超えたことになる。その後、州の選挙管理委員会が、この署名の数的結果をはっきりと確定したのは、1998年6月11日のことである。結果として、州の有権者2,126,363人のうち、有効な署名をしたのは、233,388人であった。73,263の署名は無効とされた。この有効な署名の数は、有権者全体の10.5%に相当する。シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州憲法によると、住民投票に必要なのは、少なくとも5%の定足数である。この結果によると、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州での正書法改革に関する住民投票が行われることになるのは明らかである。最終的な住民誓願の定足数の確定や、住民誓願が実現したかどうかを正式に確定するのは、州議会の義務である。住民誓願が実現したならば、9ヶ月のうちに州議会の決定に従って、住民投票が行われることになる。¹⁶⁾

3.1. 住民投票前の政府側の意見表明

こうして、新正書法か、旧正書法かの決定は、住民投票にゆだねられるこ

とになった。日にちは、連邦議会選挙と同じ日の、1998年9月27日に決められた。この後、文化相Böhrkは、前述のように、統一した正書法の中での孤立化を避けるために、様々なコメントを出している。ここでは特に、州首相Heide Simonisの正書法改革に関する議論におけるコメントを挙げておく。

1. シュレスヴィヒ=ホルシュタイン州の子供たちが、最終的にドイツでの異なった正書法規則の犠牲にならないように、あらゆることをしなければならない。シュレスヴィヒ=ホルシュタイン州では、他のあらゆるドイツ語圏の国と同じ正書法規則が有効でなければならない。
2. 9月27日の住民投票までに、改革を拒否することがどのような結果を招くかを知らせる予定である。
3. 我々は、このことについて、正書法改革に反対する住民運動の指導者達と話し合うつもりである。
4. もし、シュレスヴィヒ=ホルシュタイン州の住民が改革を拒否したら、我々は、どのようにして孤立化を避けるかという、あらゆる可能性を調べるつもりである。¹⁷⁾

以上の発言から、州知事も正書法改革推進派であり、住民投票の結果次第で陥りうる孤立を、いかに避けるかということを念頭に置いているのが分かる。政府側が、孤立化を避けたいという見解にしっかりと立っていることは、今ではなく、後の展開に関わってくることである。

3.2. 住民投票における3つの選択肢

さて、住民投票では、3つの選択肢が与えられる。1つ目は、学校法を改正し、旧正書法で授業するという、住民運動“WIR gegen die Rechtschreibreform”の出した法案が、学校にとって拘束力を持って承認されるというものである。2つ目は、州議会の法案で、すでに行われている通り、以前のままの newPos 書法で授業するというものである。住民運動の法案にも、

州議会の法案にも賛成しないときには、3つ目の選択肢、「拒否」ができる。「拒否」が多数の場合には、すでに行われているとおり、新正書法で授業される。投票者の多数が賛成すれば、その案が住民投票で受け入れられたことになる。つまり、別の選択肢や拒否の票よりも、有効な票が多い場合、2つのうち、どちらか一方の選択肢が、要求された多数を得たということになる。この場合の多数というのは、州の有権者の4分の1であり、その定足数は、530,242票である。

3.3. 住民投票の結果

では、住民投票の結果がどうなったかを見てみよう。全投票数1,620,635票のうち54,132票(3.3%)は無効であった。有効投票数1,566,503票の内訳は次の通りである。882,941票が住民運動の法案に賛成である(56.4%)。455,265票が州議会の法案に賛成である(29.1%)。228,297票が拒否である(14.6%)。¹⁸⁾ この数字に基づくと、住民の多数が住民運動の法案に投票したことになる。この数字は、要求される定足数、全有権者の25%を満たしている。これをもって、学校法改正を求める住民運動の法案が、住民投票によって受け入れられたのである。

3.4. 住民投票の結果に対する政府側の態度

この結果に、文化相Böhrkは遺憾の意を隠さなかった。

シュレスヴィヒ=ホルシュタイン州の住民は決断した。彼らは、生徒が学びなおし、再び旧正書法で授業されることを望んでいる。私はこの結果を残念に思う。これは、学校に不要な問題をもたらし、生徒達には不利益しかもたらさない。¹⁹⁾

しかし、決定した以上、実施するための審議は進められねばならない。文化相Böhrkの見解によると、こうである。「切り替えの布告は、害を少なく押

さえなければならない。』²⁰⁾ 1998年9月30日に、文化相と教師、両親生徒同盟の代表者達は、正書法改革についての住民決定による正書法切り替えの布告について審議し、折り合った。「この際には、法を満たし、同時に学校にとって実行可能な道を見つけることが重要である。』²¹⁾ 正書法切り替えの布告は、次のような点を含んでいる。

- 教師は旧正書法のみで授業する。
- 正書法改革に従った書き方を使うことで、生徒達に不利益を生じさせてはならない。特に、書き方能力証明には、新規則によっても認められないもののみを間違いとする。
- 授業では、学校にある教科書が使われる。²²⁾

この布告についての審議が終了し、住民運動“WIR gegen die Rechtschreibreform”による学校法の案は、州議会が11月の会議で結果を正式に固めた後、11月半ばに効力を持つことになる。

1998年10月13日には、文化相Gisela Böhrkと州議会を代表する党派の幹部は、「学校における正書法改革についての円卓会議」において意見の一致を見た。彼らは、文化相に、次のような原則を住民決定による正書法切り替えの布告のための基礎として推薦している。

1. 布告は、まず2年間有効である。
2. 1999/2000年度の学期末に政府は州議会に、ドイツの他の州と他のドイツ語圏の国での正書法改革の状況を報告する。州議会には、現行の規則を調査し、場合によっては訂正する可能性を与える。州議会は、それから、どの程度のやり方をするか決める。
3. 教師は、正書法改革以前に有効だった規則に従って授業する。
4. 生徒達には、正書法改革に従った書記法を使用することによって、なんの不利益も生じない。特に書き方能力証明には、新規則によっても

許されない書記法のみを間違いとする。教師は、新正書法に従った書記法を訂正するが、これを間違いとしてはいけない。

5. 学校は、自由に使え、入手できる限り、旧正書法で書かれた教科書や教材の使用に努力する。²³⁾

こうして、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州では、旧正書法で教えられる準備は整いだした。住民投票の結果が実り、住民運動側の意見が行政に反映されることとなった。しかしながら、手放しで喜べるような状態ではない。布告の有効期限は、たった2年である。その後がどうなるのかは未定であるが、他の州や他のドイツ語圏の国での正書法改革を調査し、それでもって州議会は、場合によっては訂正をも認めるのである。政府側は、住民投票の結果を受け入れはしたが、非常に慎重で、消極的なやり方で臨もうとしている。このように、何か釈然としないものを残しながらも、住民決定の布告は発され、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州は、連邦で唯一旧正書法で授業される州となった。

しかし政府側は、まだ、統一した正書法の実現を捨てたわけではない。住民決定という背景があるにもかかわらず、政府は、文化相会議で、学校での正書法の授業の連邦での統一を支持する。すでに、旧正書法を教えるための審議を行っていた10月1日付でも、文化省は、法の文面に基づいて、できるだけ早く再び新正書法に帰ることができる可能性を探している、と文化相は述べている。²⁴⁾ 法の文面には、生徒達は、印刷された本のうちの多数が旧正書法である限り、旧正書法で授業されるとある。だが、印刷された本のうちの多数が新正書法になればどうなるのだろうか。その時点がいつになるのかは予測できない。しかし、流通している本の書記法の発展を見守ることは、法的任務なのであるとも述べられている。²⁵⁾

4. その後の正書法改革に関する動き

4.1. 官庁や通信、広報活動における動き

それから正書法改革に関する動きができるのは、1999年に入ってからである。1999年8月1日より、次の2つの分野で新正書法が導入される。1つはすべての連邦参議院の法案が、新正書法で作成されることとなったことである。連邦参議院では1999年8月1日より新正書法が有効になり、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州がそこから切り離されることはできない。2つ目はすべての通信、広報活動は、新正書法で作成されることとなったことである。ここで、州政府は、すべての大手通信社と日刊新聞の活動に適応することになる。さらに、1999年10月1日から州行政でも新正書法を用いることになった。このことによって、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州は、すでに官庁語に新正書法を導入している他の州と連邦に従うこととなる。このように、行政の分野でも、どんどん新正書法への切り替えは進んでゆく。あらゆる法案、命令、公にされた行政規則は、例外なく新正書法で作成される。職員は、できる限り、新正書法に習熟し、用いることが望まれている。内閣の決定は、従属する役所を持つ各省と州首相府のみを拘束するものだが、州議会と州会計検査院は、州政府の行政における正書法の統一のために与することを決定した。市町村、都市、郡並びに、その他の州の管轄下の公的団体、財団、施設は独自の決定をする。

4.2. 教育界における動き

ここで、問題となるのは、学校に新正書法を導入するかどうかである。1999年9月15日の州議会に際し、文化相Ute Erdsiek-Raveは、こう語った。「州議会が、我々の学校にも共通に新正書法を導入することを決めたのは、生徒達にとって喜ばしいことである。」州議会は、この日、学校への新正書法導入を決めたのである。生徒達にとっては喜ばしいことかもしれないが、住民決定から約1年で無効にしてしまうというのは、さすがに一抔の苦さが残る。だ

が、文化相は、速やかに法を改定することを予告した。それに相当する布告はすでに準備されている。秋休みの後に、新正書法で授業をすることになり得るだろう。こうして、9月17日に、州議会は、住民決定でもたらされた学校法の立法の変更、すなわち、学校で旧正書法で教えるよう義務づけた項の削除を決定した。9月21日には、住民決定による学校法のこの規則を無効にした。それに基づき、10月12日の布告で、学校の授業のために新正書法を通用させるように切り替えたのである。

5. 住民決定と州議会の決定の重み

しかしながら、住民投票で決まったことを、こうもたやすく州議会が覆していいものなのだろうか。これは、いわば一種の法の抜け道である。内務大臣 Ekkehard Wienholtz は、討論の中で、次のことを指摘した。「州憲法にも、住民投票法にも、住民によって決定された法を変えることを、議会に拒む規則は含まれていない。議会は住民によって決められた法をいつでも変更できるのである。」²⁶⁾ 州憲法は、州議会による法の議決と、住民投票による法の議決をはっきりと二者択一のものとして定め、互いに同等の権利を持つとしている。どちらかが、どちらかに対する優先権は付与されていないのである。

これは大きな問題である。新正書法導入に反対する訴訟の例を見てみよう。10月25日に、2人の就学義務のある息子を持つ両親が、行政裁判所において、一時的な権利保護を申請すると同時に、息子達に新正書法で授業を受けさせることを文化省に禁ずるという訴訟を起こした。彼らの見解は、州の立法機関が住民投票による決定を変えることは許されないという趣旨である。これに対して、裁判所は、11月24日の判決で、これを却下した。それは、9月21日の学校法改正で改められた法を合憲と見なしたからである。州憲法によると法は「州議会または住民投票の決定で決められる。」²⁷⁾ すなわち、どちらかに優先権は付与されていないので、住民によって決定された法は、議会によって変更され、破棄されることができるのである。

6. 終わりに

結果として、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州でも新正書法で授業がされることとなり、ドイツ語圏での統一した正書法は守られることとなった。しかし、結果は結果として受け止めるほかはないわけであるが、このやり方に問題点がないと言えるだろうか。住民投票による住民の意思は、このように簡単に破棄されてもよいものであろうか。確かに、住民決定のままでいけば、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州は、正書法の面で、他のドイツ語圏の国、州から孤立していた。これは、ドイツ語圏での統一した正書法を目指す政治的な取り決めからすると、この状況を玉にたとえるなら、一点の瑕である。政府側が、なんとしても新正書法導入を実行したいのは、理解できる。実際に実行可能なやり方が、このようなものであったというのも、理解できないことはない。しかし当然ながら、このようなやり方は、住民側の反発を招くことになるだろうと予想される。だが、今のところ、先に述べた、2人の息子を持つ両親の訴訟の例しか、実際の反発の反応は見えていない。

いずれにせよ、ここで一番問題となるのは、住民投票の結果と州議会の決定のどちらに重みがあるのかが、はっきりしていないという状況である。今後、争われるとするならば、この点しかあり得ないものと思われる。

註

本稿は2000年4月2日に大阪府立大学で行なわれた阪神ドイツ文学会の研究発表会にて口頭発表したものに手を加え、書き直したものである。

今回用いた資料は、すべてインターネット上で公開されている文書である。引用したものは、註としてURLを挙げた。また、主な資料の入手先のURLもここに挙げておく。

シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州政府

<http://www.schleswig-holstein.de/landsh/index.html>

Institut für Deutsche Sprache, Mannheim

<http://www.ids-mannheim.de/>

WIR gegen die Rechtschreibreform

<http://www.c-net.de/rreform/home1.html>

(現在閉鎖。新URL <http://www.rechtschreibreform.com/>)

参照資料

Information zur Neuregelung der deutschen Rechtschreibung

<http://wuerzburg.de/spec/rechtschreibreform/>

- 1) <http://www.ids-mannheim.de/reform/zeittafel.html>
- 2) <http://www.c-net.de/rreform/argument.htm>
- 3) http://www.schleswig-holstein.de/landsh/aktuelles/meldungen_tages/1998/mbwfk/980512-03.html
- 4) http://www.schleswig-holstein.de/landsh/aktuelles/meldungen_tages/1998/mbwfk/980512-03.html
- 5) http://www.schleswig-holstein.de/landsh/aktuelles/meldungen_tages/1998/mbwfk/980714-01.html
- 6) http://www.schleswig-holstein.de/landsh/aktuelles/meldungen_tages/1997/mbwfk/970424-09.html
- 7) http://www.schleswig-holstein.de/landsh/aktuelles/meldungen_tages/1998/mbwfk/980611-10.html
- 8) http://www.schleswig-holstein.de/landsh/aktuelles/meldung_tages/1998/mbwfk/980819-04.html
- 9) http://www.schleswig-holstein.de/landsh/aktuelles/meldungen_tages/1998/mbwfr/980928-05.html

10) a.a.O.

11) http://www.schleswig-holstein.de/landsh/aktuelles/meldungen_tages/1997/mbwfk/970424-09.html

12) http://www.schleswig-holstein.de/landsh/aktuelles/meldungen_tages/1997/mbwfk/970813-11.html

13) http://www.schleswig-holstein.de/landsh/aktuelles/meldungen_tages/1998/mbwfk/980512-03.html

14) http://www.schleswig-holstein.de/landsh/aktuelles/meldungen_tages/1998/mbwfk/980708-02.html

15) Volksbegehren 国民発案とも：州の領域の再編成に関する手続きの一つ；法の発布や住民投票をもたらすような、憲法的基礎に基づく国民の少数派の要求(『ドイツ政治経済法制辞典』 田沢五郎著 郁文堂)

16) http://www.schleswig-holstein.de/landsh/aktuelles/meldungen_tages/1998/im/980611-05.html

17) http://www.schleswig-holstein.de/landsh/aktuelles/meldungen_tages/1998/minpr_stk/980721-01.html

18) http://www.schleswig-holstein.de/landsh/aktuelles/meldungen_tages/1998/im/980928-10.html

19) http://www.schleswig-holstein.de/landsh/aktuelles/meldungen_tages/1998/mbwfk/980928-06.html

20) a.a.O.

21) http://www.schleswig-holstein.de/landsh/aktuelles/meldungen_tages/1998/mbwfk/981001-02.html

22) http://www.schleswig-holstein.de/landsh/aktuelles/meldungen_tages/1998/mbwfk/981001-02.html

23) http://www.schleswig-holstein.de/landsh/aktuelles/meldungen_tages/1998/mbwfk/981014-01.html

24) http://www.schleswig-holstein.de/landsh/aktuelles/meldungen_tages/1998/mbwfk/981014-01.html

tages/1998/mbwfk/981001-01.html

25) a.a.O.

26) http://www.schleswig-holstein.de/landsh/aktuelles/meldungen_tages/1999/mbwfk/990915-06.html

27) http://www.schleswig-holstein.de/landsh/aktuelles/meldungen_tages/1999/im/991125-02.html

Problematik der Einführung der Rechtschreibreform

–Im Fall Schleswig-Holsteins–

NAKAMURA Naoko

Seit die Neuregelung der deutschen Rechtschreibung am 1. August 1998 in Kraft trat, entfaltete die Volksinitiative "WIR gegen die Rechtschreibreform" die Gegenbewegung der Reform. Dieser Aufsatz handelt vor allem vom Fall Schleswig-Holsteins, weil die Einführung der Rechtschreibreform in dem betreffenden Land durch den Volksentscheid bestimmt wurde.

Da die Rechtschreibreform den Menschen sozusagen aufgedrängt wurde, d.h. nicht benötigt wurde, trat die Volksinitiative der Landesverwaltung gegenüber. Einerseits hatten gewöhnliche Bürger kein Motiv, aufs neue die Rechtschreibung zu reformieren. Andererseits strengte aber die Landesverwaltung sich an, die die Reform vorantreiben wollte, die Reform zu rechtfertigen, indem sie betonte, welchen Vorteil und welchen Nachteil die Schülerinnen und Schüler durch die Einführung der Reform hatten. So begegneten sich beide –Initiative und Landesverwaltung– im Standpunkt nicht. Aber Unterschriften, die zu dem Volksentscheid nötig sind, wurden durch die Betätigung von "WIR gegen die Rechtschreibreform" gesammelt, daher wurde ein Volksentscheid am 27. September 1998 durchgeführt. Es ist das Ergebnis, dass der Gesetzentwurf der Volksinitiative zur Änderung des Schulgesetzes, mit dem die Unterrichtung der bisherigen Rechtschreibung für die Schulen verbindlich festgeschrieben werden soll, 56,4% Stimmen der Abstimmungsberechtigten bekam.

Trotz solchen Ergebnisses unterstützte die Landesverwaltung die

bundesweite Einheitlichkeit der Rechtschreibung im Unterricht. Der Landtag am 15. September 1999, ein Jahr nach dem Volksentscheid, setzte die Einführung der neuen Rechtschreibung an den Schulen fest. Es war die Landesverfassung, die das Umwerfen des Volksentscheides zuließ, weil sie die Verabschiedung von Gesetzen durch den Landtag und durch das Volk ausdrücklich alternativ stellt und nebeneinander gleichberechtigt.

In Schleswig-Holstein, wo einzig in der Bundesrepublik nach den bisherigen Rechtschreibregeln unterrichtet worden war, wurde folglich die neue Rechtschreibung in die Schulen eingeführt. Damit kommt das Gewicht des Volksentscheides und der Bestimmung des Landtags in Frage.